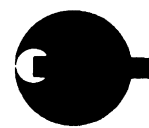


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〇道路の区域変更(道路維持課)	一	〇奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	三
〇道路の供用開始(道路維持課)	一	〇選挙管理委員会告示書の要旨の公表	七
〇都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道課)	一	〇政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表	七
〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	二	〇包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	八
〇大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告(金融・商業振興課)	二	〇監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	八
〇開発行為に関する工事の完了(建築課)	二	〇監査結果公告	九

告示

奈良県告示第百八十二号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

平成十九年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
7	奈良市中町二六三番地一先から 奈良市中町二四四七番地先まで	前 A	四・〇	二〇七八・〇	
		後 B	六・〇	九七三・〇	
7	奈良市中町二五九五番地四先から 奈良市中町二四五三番地先まで	前 A	三八・〇	七六二・〇	
		後 B	四・〇		

奈良県告示第百八十三号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
平成十九年八月三十一日
奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

平成十九年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

路線番号	区間	備考
7	奈良市中町二六三番地一先から 奈良市中町二四四七番地先まで	

四 供用開始年月日 平成十九年八月三十一日

奈良県告示第百八十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、天理市から大和郡市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、奈良県土木部下水道課において縦覧に供する。
平成十九年八月三十一日
奈良県知事 荒井正吾

公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
 なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
 平成十九年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成十九年八月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みつわ会

三 代表者の氏名

米田 昌弘

四 主たる事務所の所在地

奈良市南泉終町三丁目三九三三

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良市に居住する児童、障害者や高齢者に対して、地域における生活支援・社会参加に関する事業を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。
 平成十九年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンタウンプラザすずらん館

所在地 奈良市右京一丁目三一四

二 奈良市から聴取した意見

1 入口の安全対策

増設の入口については、コスモス館へ行く道と分岐する箇所が段になっているので、その箇所の安全対策を講ずること。

2 駐車場

「駐車場法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「奈良県住み良い福祉のまちづくり条例」を遵守し、駐車場法の規定による、路外駐車場を設置する場合は、同法第十三条に基づき届出を行うこと。
 縦覧場所
 奈良県商工労働部金融・商業振興課

四 縦覧期間

平成十九年八月三十一日から同年十月一日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
 平成十九年八月三十一日

一 許可番号

平成十九年二月第七八一六八号
 平成十九年八月十五日第七八一六八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十三日第六七四五号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十三日第四三六号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字阿部六八二番地ノ四の一部、一〇五〇番地ノ二の一部及び一〇五〇番地ノ三並びに大字谷六六五番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市大字陀区黒木四五番地
 山本建設株式会社 代表取締役 山本武也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字阿部六八二番地ノ四及び一〇五〇番地ノ二並びに大字谷六六五番地ノ一の各一部

下水道 桜井市大字阿部六八二番地ノ四及び一〇五〇番地ノ二並びに大字谷六六五番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十九年四月二十五日第七八一三三五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十日第六七四四号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十日第四三三五号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷五五六番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字大塚四八九番地ノ一
 サカノ総合企画 代表者 坂野佳宏

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南郷五五六番地ノ一の一部
 下水道 北葛城郡広陵町大字南郷五五六番地ノ一の一部
 水路 北葛城郡広陵町大字南郷五五六番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十九年七月十三日第八〇一六七号
 平成十九年八月十日第八〇一六七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十一日第六七四四号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十一日第四三三三号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市五位堂二丁目五八三番地ノ一及び五八三番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂一丁目三三九番地ノ三
 藤田實

五 公共施設の種類、位置及び区域

公安委員会規則

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月31日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

奈良県公安委員会規則第13号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（車両の通行禁止規制の適用除外車両）

第8条 法第4条第2項の規定により、法第8条第1項及び第9条に規定する通行禁止規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第4号から第7号までに掲げる車両については、一方通行規制、指定方向外進行禁止規制及び路切における通行禁止規制を除く。

- (1) 犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務遂行のため通行する車両
- (2) 検察官、検察事務官又は特別司法警察職員が捜査のため通行する車両
- (3) 急病人の搬送、治療、防災等人の生命、財産に係る緊急やむを得ない理由があり、署長の許可を受けるとまがなく通行する車両
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙運動用自動車及び確認団体の政治活動用自動車（以下「選挙運動用自動車等」という。）で街頭演説等のため通行するもの
- (5) 道路維持作業用自動車で当該業務のための通行するもの
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）の収集のための通行する車両で特別な構造のあるもの
- (7) 次に掲げる車両で、通行禁止除外指定車標準章（別記様式第4号）を掲出している

もの

ア 一般廃棄物の収集のため通行する車両で特別な構造のないもの

- イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症（以下「感染症」という。）の患者の搬送又は発生を予防し、若しくはまん延を防止する活動のため通行する車両
- ウ 電気事業、ガス事業、電気通信事業その他の公益事業のため通行する車両
- エ 信号機、道路標識等又はパペーキング・ナネット発給設備の設置若しくは維持管理のため通行する車両
- オ 報道機関が緊急取材のため通行する車両
- カ 医師が緊急往診のため通行する車両
- キ 専ら郵便法（昭和24年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配のため通行する車両
- ク 前項第7号に掲げる車両に係る通行禁止除外指定車標準章の交付を受けようとする者は、通行禁止除外指定車標準章交付申請書（別記様式第5号）2通を公安委員会に提出しなければならない。
- ク 前項に規定する通行禁止除外指定車標準章交付申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
 - (1) 当該車両が第1項第7号に掲げる車両のいずれかに該当することを証明する書面
 - (2) 当該車両に係る自動車検査証
- 4 公安委員会は、第2項の申請があった場合において、当該申請に係る車両が第1項第7号のいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて通行禁止除外指定車標準章を交付するものとする。
- 5 通行禁止除外指定車標準章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。
- 6 通行禁止除外指定車標準章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 現規において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
 - (2) 通行禁止除外指定車標準章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外には使用しないこと。
 - (3) 通行禁止除外指定車標準章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

7 公安委員会は、通行禁止除外指定車標準章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該通行禁止除外指定車標準章の返納を命ずることができる。

8 通行禁止除外指定車標準章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該通行禁止除外指定車標準章（第9号の場合にあっては、亡失した通行禁止除外指定車標準章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 通行禁止除外指定車標準章の有効期間が経過したとき。
 - (2) 通行禁止除外指定車標準章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 通行禁止除外指定車標準章の再交付を受けた後において亡失した通行禁止除外指定車標準章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。
- 第10条及び第11条を次のように改める。
- （駐車禁止規制等の適用除外車両）
- 第10条 法第4条第2項の規定により、法第15条第1項に規定する駐車禁止及び法第19条の2第2項又は第4項に規定する時間帯調理車区域間の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 緊急用務に使用中の緊急自動車
 - (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両
 - (3) 犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務遂行のため使用中の車両及び警察活動に伴い停止を求められている車両
 - (4) 検察官、検察事務官又は特別司法警察職員が捜査のため使用中の車両
 - (5) 急病人の搬送、治療、防災等人の生命、財産に係る緊急やむを得ない理由があり、署長の許可を受けるとまがなく使用中の車両
 - (6) 選挙運動用自動車等で街頭演説等のため使用中のもの
 - (7) 道路維持作業用自動車で当該業務のための使用中のもの
 - (8) 一般廃棄物の収集のため使用中の車両で特別な構造のあるもの
 - (9) 次に掲げる車両で、駐車禁止除外指定車標準章（別記様式第7号。以下「様式第7号の標準章」という。）を掲出しているもの
 - ア 一般廃棄物の収集のため使用中の車両で特別な構造のないもの
 - イ 感染症の患者の搬送又は発生を予防し、若しくはまん延を防止する活動のため

<p>使用中の車両</p> <p>ウ 狂犬予防法（昭和25年法律第247号）による犬の捕獲のため使用中の車両</p> <p>エ 電気事業 ガス事業 電気通信事業その他の公益事業のため使用中の車両</p> <p>オ 信号機 道路標識等又はパーキング・チケット発給設備の設置若しくは維持管理のため使用中の車両</p> <p>カ 放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両</p> <p>キ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両</p> <p>ク 裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が執行官法（昭和41年法律第111号）に基づき強制執行等の職務を迅速に行う必要がある場合にその執行のため使用中の車両</p> <p>ケ 医師が緊急往診のため使用中の車両</p> <p>コ 奈良県 奈良県下の市町村又は奈良県歯科医師会が所有している往診歯科診療器材を搭載している車両等で往診のため使用中のもの及び奈良県知事又は奈良県下の市町村長と奈良県歯科医師会長との訪問診療に関する委託又は委託に基づき奈良県歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両</p> <p>ク 車ら郵便法に規定する通常郵便物の集配のため使用中の車両</p> <p>シ 患者輸送車及び車いす移動車で歩行困難な者を輸送するため使用中のもの</p> <p>ソ 次の掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記様式第7号の2。他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。以下「様式第7号の2の標章」という。）を掲出しているもの</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の類別に該当する障害を有するもの</p> <p>イ 戦傷病者特別優待法（昭和38年法律第168号）に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重症障害の程度に該当する障害を有するもの</p> <p>ウ 療育手帳の交付を受けている者で、重度の障害を有するもの</p>	<p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの</p> <p>ロ 紫外線要保護者（4）阻害特性特定意思用手帳の交付を受けている者で、色素性皮膚症のもの（いう。）が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記様式第7号の3。他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。以下「様式第7号の3の標章」という。）を掲出しているもの。ただし、日没から日没までの間に限る。</p> <p>2 様式第7号の標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止除外指定車標章交付申請書（別記様式第8号。以下「標章交付申請書」という。）2通を、様式第7号の2の標章又は様式第7号の3の標章の交付を受けようとする者は、標章交付申請書1通を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の標章交付申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその字を添付しなければならない。</p> <p>(1) 様式第7号の標章</p> <p>ア 当該車両が第1項第9号に掲げる車両のいずれかに該当することを説明する書面</p> <p>イ 当該車両に係る自動車検査証</p> <p>(2) 様式第7号の2の標章</p> <p>ア 交付を受けようとする者の第1項第10号に掲げる者のいずれかに該当することを説明する書面</p> <p>イ 交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証</p> <p>ア 交付を受けようとする者の第1項第11号に掲げる者に該当することを説明する書面</p> <p>イ 交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証</p> <p>4 公安委員会は、第2項の申請があった場合において、当該申請に係る車両（様式第7号の2の標章又は様式第7号の3の標章を受けようとする者）にあっては、当該標章</p>	<p>の交付を受けようとする者）が第1項第9号から第11号までのいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて様式第7号の標章、様式第7号の3の標章又は様式第7号の3の標章（以下単に「標章」という。）を交付するものとする。</p> <p>5 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。</p> <p>6 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。</p> <p>(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外には使用しないこと。</p> <p>(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。</p> <p>7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。</p> <p>8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(1) 標章の有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。</p> <p>(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。</p> <p>(署長の駐車許可)</p> <p>第11条 法第45条第1項ただし書に規定する署長の駐車許可は、第3項の申請に係る駐車及び、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。</p> <p>(1) 駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 駐車（許可）に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車に限る。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。</p> <p>イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。</p> <p>(2) 駐車場の場所が、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置型車両となる場合）にあっては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
 (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 ア 当該車両以外の公共交通機関等の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
 (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
 ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 イ アに掲げる車両以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね30メートル以内
 2 法第49条の2第5項に規定する署長の駐車許可は、次項の申請に係る駐車者が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。
 (1) 駐車の日時について、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
 (2) 駐車場の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。
 ア 場所について、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 イ 方法について、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
 (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 ア 当該車両以外の公共交通機関等の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
 ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 イ アに掲げる車両以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね30メートル以内
 3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可証交付申請書（別記様式第9号）1通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。
 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
 (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証
 (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
 (3) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面
 5 署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため当該許可に必要な条件を付すことができる。
 6 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記様式第10号）を交付するものとする。
 7 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。
 別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級、2級及び3級の1	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢 1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） 移動 1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
脳病変による運動機能障害	移動 1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—

心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	—

別記様式第7号から別記様式第7号の3までを次のように改める。

別記様式第7号(第10条関係)

(表)

駐車禁止除外指定車 車面(登録)番号 有効期限 平成 年 月 日まで 奈良県公安委員会 印	使用中 番号 平成 年 月 日 奈良県公安委員会 印
--------------------------------------------------------	-------------------------------------

18cm (横) 13cm (縦)

注意事項
この標章は、奈良県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外では使用できません。

- ※ 次のような駐車はできません。
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条に關する法律第11条第1項)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、表面記載の車両を表面記載の用途に現在使用中の場合以外には使用できません。

3 用でこの標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現時において、警察官等の指示に従うことがありません。

5 この標章を不正に使用した場合は、その旨を命ぜられることがあります。

6 この場合は、この標章(この場合は発見した標章)を速やかに返納してください。

7 有効期限が経過したとき

(1) 再交付を要した後において、亡失した標章を発見したとき。

(2) 使用

(3) 使用

住所 氏名

備考 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いるものとする。

別記様式第7号の2(第10条関係)

(表)

駐車禁止除外指定車 車面(登録)番号 有効期限 平成 年 月 日まで 奈良県公安委員会 印	歩行困難者等使用中 番号 平成 年 月 日 奈良県公安委員会 印
--------------------------------------------------------	-------------------------------------------

18cm (横) 13cm (縦)

注意事項
この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場合には使用できません。

- ※ 次のような駐車はできません。
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条に關する法律第11条第1項)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、歩行者が現在使用中の車両以外には使用できません。

3 用でこの標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現時において、警察官等の指示に従うことがありません。

5 この標章を不正に使用した場合は、その旨を命ぜられることがあります。

6 この場合は、この標章(この場合は発見した標章)を速やかに返納してください。

7 有効期限が経過したとき

(1) 再交付を要した後において、亡失した標章を発見したとき。

(2) 使用

(3) 使用

住所 氏名

備考 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いるものとする。